算式の符号

A　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の応援医師及び代診医師の派遣要請事業に係る派遣要請日数に56,000円を乗じて得た額

B　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の研究、研修事業に係る研究、研修回数に24,000円を乗じて得た額

C　計画に基づき当該市町村が離島等救急患者搬送事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の訪問看護事業に係る訪問日数に67,000円を乗じて得た額

E　計画に基づき当該市町村が遠隔地医療事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

F　へき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため平成５年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の10月１日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

三　自転車駐車場の整備を実施する市町村について、次の算式によつて算定した額

算式

A＋B

算式の符号

A　自転車駐車場の整備を推進するものとして総務大臣が認めた公益財団法人が行う自転車駐車場施設整備事業に対して市町村が支出する補助金に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、当該補助金の額が当該施設の整備事業費に0.25を乗じて得た額又は当該施設の自転車収容台数に、立体自走式の施設にあつては17,300円を、平面式の施設にあつては10,500円をそれぞれ乗じて得た額を超える場合にはいずれか少ない額とする。）に0.5を乗じた額

B　市町村が当該年度において行う自転車駐車場施設整備事業に係る経費（用地取得費及び地方債以外の補助金等特定財源を除く。）として総務大臣が調査した額に0.125を乗じて得た額

四　前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額

五　中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第九条第一項の規定に基づいて行う中山間地域等への直接支払いに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に一、八〇〇円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・七を乗じて得た額

六　前条第一項第六号に規定する算定方法に準じて算定した額

七　前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「第三条第三項」とあるのは「第三条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

算式の符号

A　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の応援医師及び代診医師の派遣要請事業に係る派遣要請日数に58,000円を乗じて得た額

B　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の研究、研修事業に係る研究、研修回数に27,000円を乗じて得た額

C　計画に基づき当該市町村が離島等救急患者搬送事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の訪問看護事業に係る訪問日数に60,000円を乗じて得た額

E　計画に基づき当該市町村が遠隔地医療事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

F　へき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため平成５年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の10月１日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

三　自転車駐車場の整備を実施する市町村について、次の算式によつて算定した額

算式

A＋B

算式の符号

A　自転車駐車場の整備を推進するものとして総務大臣が認めた公益財団法人が行う自転車駐車場施設整備事業に対して市町村が支出する補助金に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、当該補助金の額が当該施設の整備事業費に0.25を乗じて得た額又は当該施設の自転車収容台数に、立体自走式の施設にあつては17,300円を、平面式の施設にあつては10,500円をそれぞれ乗じて得た額を超える場合にはいずれか少ない額とする。）に0.5を乗じた額

B　市町村が当該年度において行う自転車駐車場施設整備事業に係る経費（用地取得費及び地方債以外の補助金等特定財源を除く。）として総務大臣が調査した額に0.125を乗じて得た額

四　前条第二項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額

五　中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第九条第一項の規定に基づいて行う中山間地域等への直接支払いに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値（普通交付税に関する省令第四十九条の規定の適用を受ける市町村にあつては、同条の規定を適用した後の数値）に一、五四四円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・七を乗じて得た額

六　前条第二項第六号に規定する算定方法に準じて算定した額

七　前条第二項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「第三条第三項」とあるのは「第三条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。